

～一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の賛助会員校および在籍する学生生徒の皆様へ～

専修学校各種学校

学生対象

I 学生・生徒災害傷害保険

II インターンシップ活動賠償責任保険

III 医療分野学生生徒賠償責任保険

学校対象

IV 学校賠償責任保険

V 個人情報漏えい保険

安全な学校生活は、学生生徒はもとより、保護者、教職員、学校経営者等の共通の願いです。専修学校各種学校での教育活動が活発になるに伴い、学生生徒の事故発生については、特に注意すべきであります。

学校当事者は、十分な監督・指導の下に各教育活動を行い、事故の発生を未然に防ぐ努力をする必要がありますが、万一事故が起きてしまった場合には、必要な救済を学生生徒が受けられるようにしておかなければなりません。

本財団では、このような場合の救済・補償制度として、文部科学省のご指導の下に、専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険、インターンシップ活動賠償責任保険、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校賠償責任保険、個人情報漏えい保険をスタートさせ、より充実した補償内容の実現を目指しております。

今後、専修学校各種学校が、社会の期待にこたえて充実発展をとげていく中で、本財団で実施している各種保険制度の存在は、ますます意義深いものになると考えております。

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

お知らせ

平成21年度より、本保険制度に関する集計報告書は、以下のホームページにも掲載しております。

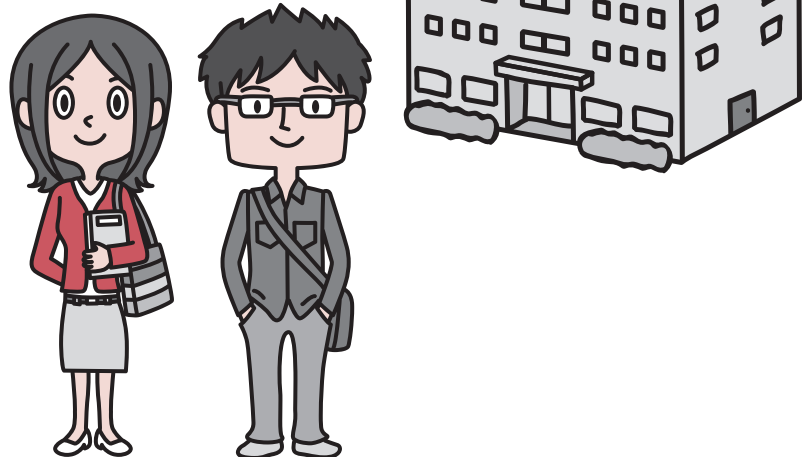
除籍保険料の自動計算ができるようになりました。

<http://www.d-seiwa.co.jp/entrance/seido.html>

ホームページを開くには、ID、パスワードが必要です。ID、パスワードは、除籍報告書をご覧ください。

【改定のお知らせ】

今年度、学校賠償責任保険に「拡充タイプ」が追加されました。詳細は、P.9をご覧ください。



# I. 学生・生徒災害傷害保険

(専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険)

この保険に加入できるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校で、原則学校単位での加入になります。

※この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒に限ります。

◆この保険契約において学校とは、学校教育法第124条、126条または134条に定める専修学校、高等専修学校、専門学校または各種学校をいいます。

## 1 学生・生徒災害傷害保険とは……

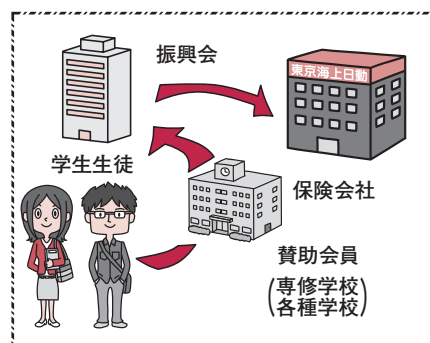
学校が万全の注意を払っているにもかかわらず、教育活動中の不慮の事故により、学生生徒が負傷等の災害を被ることが少なくありません。

人身事故の発生予防については、学校も学生生徒も協力してこれにあたる必要がありますが、発生した事故については、その結果被害を受けた学生生徒の救済を充分にはならなければなりません。

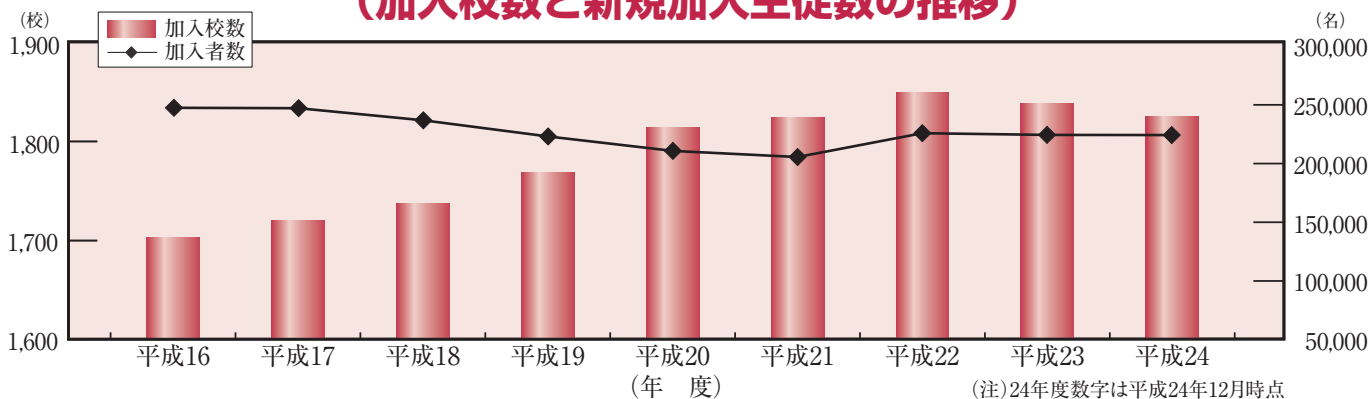
専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険はこのような理念のもとに、合理的な保険料で被害の救済に資するよう、こころがけて創られました。

現在は約1,750校の学校で採用いただき、毎年の新規加入者数も約24万人となっております。(平成24年度現在)

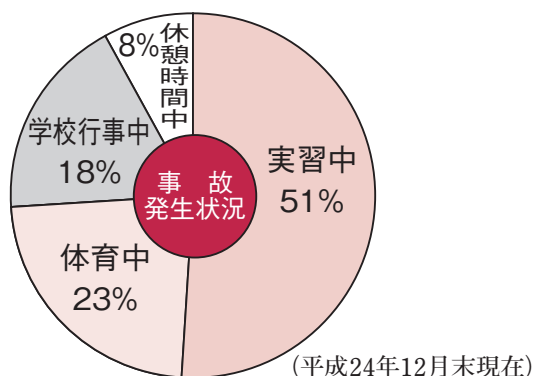
この保険は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が保険契約者となり、損害保険会社（幹事会社：東京海上日動火災保険株式会社）と一括契約をしています。



### (加入校数と新規加入生徒数の推移)



### (保険金のお支払い割合)



### (保険金のお支払い事例)

分野	事故状況	治療日数	支払保険金
工業	●校内サッカー大会で衝突してケガ。	57日	171,000円
	●実習授業中、工具に指をはさみ、爪をわってしまった。	9日	9,000円
衛生 商業実務	●調理実習中、包丁で指先を切断。	15日	21,000円
	●階段ですべって転落。	16日	16,000円
教育・社会福祉、文化・教養	●屋上に出る際、足をひっかけて脱臼。	31日	31,000円
	●保育指導実習中、走っていて同級生と衝突して転倒、アキレス腱断裂。	50日	167,000円
	●授業中、正座で足がしびれ、立ったときによりめいて転倒、足首を捻挫。	15日	15,000円
	●宿泊研修中、フィールドアスレチックの施設に腹部をぶつけて裂傷を負う。	12日	30,000円

## (1) 学生生徒の傷害事故補償

傷害保険の保険料率および約款改定を2013年10月に実施しています。

### 学生・生徒災害傷害保険

専修学校・各種学校における、正課中、学校主催の行事中、学内休憩時間中、その他学校施設内にいる間、課外活動中に起きた急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。

#### 1 正課授業中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間や、指導教員の指示に基づき、卒業研究・研究活動を行っている間の傷害事故（自宅等、専ら私生活に係る場所で行っている間を除きます。）



#### 2 学校主催の行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故

#### 3 学内休憩時間中

学校が教育活動のために所有・使用または管理している学校施設内における、授業開始前、授業と授業の間または昼食時の休憩時間中の傷害事故（被保険者の登校すべき日の最終授業終了後や、学校の施設外にいる間を除きます。）なお、1～3以外で学校施設内にいる間（寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）も補償の対象となりますが、その場合は補償金額が異なります。P3の表をご覧ください。

#### 4 課外活動中

学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間

学校の規則に則った所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故（学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）



### 通学中等傷害危険担保特約（オプション）

さらに、特約を付帯することにより通学中・学校施設等相互間の移動中での急激かつ偶然な外来の事故による傷害も補償します。平成14年度より募集を始め、平成24年度には約1,200校の学校にご加入いただいております。

#### 5 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故

#### 6 学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故

### 接触感染予防保険金支払特約（オプション）

臨床実習中の急激かつ偶然な外来の事故により、感染症の病原体に接触し、感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払する特約で、平成23年度より募集を開始いたしました。

#### 7 臨床実習中

病院または診療所等の臨床実習が行われる施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症の病原体に予期せず接触し、医師の指示または指導に基づき、感染または発症を予防することを目的とする検査、授業等の感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払します。

※接触感染予防保険金支払特約の加入対象は、臨床実習を行う医療関連学科の学生生徒のみとなります。  
※院内感染は補償の対象となりません。

## (2) 学生生徒の賠償事故補償

（施設賠償責任保険・ただし、日本国内での事故に限ります。）

日本国内において保険期間中に学生が学校の正課、実習、学校行事、課外活動等の学校管理下における活動に起因して、他人にケガをさせたり他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。（ただし看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習の賠償事故は対象となりません。これらの医療関連実習中の事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」にて補償されます。）

さらに、上記「傷害事故補償」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合は、自宅から学校への通学中等に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。

#### 1 実習中など

保険期間中、日本国内において実習など、学校管理下の活動に起因して、他人の身体に障害を負わせ、または、他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊させたことにより、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合



例) 企業実習中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせた。

#### 2 通学中等

（上記「傷害事故補償」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。）

合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により住居と学校施設との間を往復する際に他人の身体に障害を負わせたり、財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊させ、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合



例) 自宅から学校への通学途中に歩行者にぶつかりけがをさせた。



# 3

## お支払いする保険金と保険料および保険期間

### (1) 保険金額および日額

賠償責任補償においては医療関連の実習は対象となりません。

医療関連の実習中の賠償事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」(P6)にて補償します。

補償内容	死亡保険金		後遺障害保険金		入院保険金		手術保険金		通院保険金	
	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部
正課中 学校行事参加中 学内休憩時間中(注1)	2,000万円	1,200万円	程度に応じ 120万円～ 3,000万円	程度に応じ 72万円～ 1,800万円	事故の日から その日を含めて 180日以内の入院に限り 入院日数180日を限度に		事故の日から その日を含めて 180日以内の 手術(注5) 手術の種類に 応じて		事故の日から その日を含めて 180日以内の 通院に限り 通院日数 90日を限度に	
上記以外で学校施設 内にいる間(注2)	1,000万円	600万円	程度に応じ 60万円～ 1,500万円	程度に応じ 36万円～ 900万円						
学校施設外で学校に 届け出た、課外活動を行 っている間(注2)					1日につき 4,000円		2万円、4万円		1日につき 1,200円	
通学中(注3)										
学校施設等 相互間の移動中(注3)	接触感染予防保険金(特約加入者が接触感染予防措置を受けた場合) 支払保険金:1事故につき15,000円(定額払い)(注6)(注7)									
臨床実習中										
賠償責任補償額(注4) 対人(1名/1事故につき) 対物(1事故につき)	支払限度額 対人賠償:1名につき5,000万円/1事故につき5億円 対物賠償:1事故につき500万円 (免責金額 なし)									

(注1) 放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除きます。

(注2) 学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。また学校施設には寄宿舎は含みません。

(注3) 通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限りです。

(注4) この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(注5) 手術保険金は、1事故につき1回の手術に限りです。

(注6) 院内感染は補償の対象となりません。

院内感染とは：臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合(蔓延するおそれのある場合を含みます。)に、被保険者が目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症を発症したこと(発症するおそれのある場合を含みます。)をいいます。

(注7) 感染症の治療費は対象となりません。

### (2) 保険料(学生生徒1人あたり)一時払

保険期間	昼間部		夜間部		接触感染予防保険金支払特約 昼間部、夜間部共通
	通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有	
6ヶ月	370円	620円	390円	580円	10円
1年	530円	900円	540円	810円	20円
1年6ヶ月	720円	1,240円	770円	1,140円	30円
2年	940円	1,610円	1,010円	1,490円	40円
2年6ヶ月	1,160円	1,980円	1,250円	1,840円	50円
3年	1,370円	2,340円	1,460円	2,160円	50円
3年6ヶ月	1,580円	2,690円	1,680円	2,490円	60円
4年	1,740円	2,970円	1,870円	2,750円	70円

※文部科学省が毎年実施している学校基本調査(指定統計第13号)の「昼間」「夜間」区分に係る報告内容に沿ってご加入ください。

※接触感染予防保険金支払特約の加入対象者は、臨床実習を行う医療関連学科(看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等)の学生生徒のみとなります。

### (3) 保険責任期間

この保険の保険期間は学生の在籍期間に応じ、次のいずれかとなります。

平成26年4月1日午前0時～平成26年9月30日午後12時

平成26年4月1日午前0時～平成27年9月30日午後12時

平成26年4月1日午前0時～平成28年9月30日午後12時

平成26年4月1日午前0時～平成29年9月30日午後12時

平成26年10月1日午前0時～平成27年3月31日午後12時

平成26年4月1日午前0時～平成27年3月31日午後12時

平成26年4月1日午前0時～平成28年3月31日午後12時

平成26年4月1日午前0時～平成29年3月31日午後12時

平成26年4月1日午前0時～平成30年3月31日午後12時

この保険の保険責任期間は、学校が、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団に所定の保険料を添えて振込み手続きを行ない、入金日の翌月1日午前0時から始まり、保険期間の末日午後12時(注8)までとなります。

ただし、学校が平成26年4月1日以前に学校長の決定もしくは、理事会等の決議により学校一括で全学生生徒(注9)を加入させることの機関決定(新規加入の場合のみ、所定の機関決定証明書をご提出いただきます。)がなされ、かつ平成26年5月15日までに所定の保険料を添えて申込み手続きを行った場合には、保険責任期間は、保険期間の初日午前0時から保険期間の末日午後12時までとなります。

(注8) 保険責任開始日について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

(注9) 文部科学省が毎年実施している学校基本調査における報告人数に沿ってご加入ください。

## (4) 補償のあらまし

被保険者(保険の対象となる方、保険の補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害	死亡保険金	P2の(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の100%(P2の2(1)1～3以外で学校施設内にいる間および4～6の場合は、死亡・後遺障害保険金額の50%)をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。 ※死亡・後遺障害保険金額は昼間部2,000万円、夜間部1,200万円となります。また、死亡保険金受取人の指定のない場合は法定相続人にお支払いします。	①保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ ③無免許運転、麻薬等を使用した運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、流産によるケガ ⑥外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)*によるケガ ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(注1) ⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ*1 ⑨核燃料物質の有害な特性等によるケガ(注2) ⑩自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ(注3) ⑪むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑫ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗等の危険な運動中のケガ(注3) 接触感染予防保険金のみ ⑬院内感染による感染症予防措置(注4) ⑭感染症の治療費 など (注1)ただし、学生生徒が、これらの自然現象の観測活動に従事している間については、補償の対象となります。 (注2)ただし、学生生徒が、核燃料物質、それによって汚染された物またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間については、補償の対象となります。 (注3)学生生徒が正課中、学校行事参加中および学校施設内における放課後以外の休憩時間中に負ったケガについては補償の対象となります。 (注4)院内感染とは、臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合(蔓延するおそれのある場合を含みます。)*に、被保険者が目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症を発症した(発症するおそれのある場合を含みます。)*をいいます。
	後遺障害保険金	P2の(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の6%～150%をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額の150%が限度となります。	
	入院保険金	P2の(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、入院された場合	入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複しては支払できません。	
	手術保険金	P2の(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けられた場合	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限り、また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り*4。	
	通院保険金	P2の(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、通院(往診を含みます。)*された場合	通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複しては支払できません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複しては支払できません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。	
	接触感染予防保険金	P2の2(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として接触感染(病院または診療所等の臨床実習が行われる施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症の病原体に予期せず接触すること)をし、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染予防措置を受けた場合	1事故につき15,000円をお支払します。ただし、1事故に基づく傷害について、接触感染予防保険金の支払は1回に限り*5。	
施設賠償責任保険		(1)次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。 ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 (2)保険金のお支払方法 ・上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	①被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気(煙を含みます。)*に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性に起因する損害 ⑦汚染物質の排出・流出・いつ・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、賠償責任については、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ⑧石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 ⑨医療行為(法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)*、薬品の調剤・投与・販売、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害(医療関連実習中のこれらの事故については、別途医療分野学生生徒賠償責任保険にご加入いただく必要があります。) ⑩日本国外で発生した事故または日本国外で提訴された事故等 ⑪航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両(自転車等原動力がもたら人力によるものを除きます。)*、動物の所有、使用または管理に起因する損害 ⑫被保険者が所有・使用・管理する財物に対し、正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑬被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑭被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 ⑮活動後に、活動の結果に起因して発生した事故に起因する損害 など	
	被保険者の所属する学校が日本国内において所有・使用・管理する施設、または、被保険者が日本国内において参加する正課・実習・学校行事・課外活動その他学校管理下における活動(※1)(※2)に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害や財物損壊事故について、被保険者が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合 (※1)看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習は含みません。 (※2)傷害保険に通学中等傷害危険保持約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設(複数の場合はそれぞれの施設の間も含みます。)*を合理的な経路・方法(学校が禁止した経路・方法を除きます。)*で移動する間も含みます。ただし、一歩の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。			

\* 傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、日射または熱射による身体の障害を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。  
\*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。  
\*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。  
\*3 「先進医療」とは、「公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)\*をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)\*。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になつていない療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)\*。  
\*4 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。



# II. インターンシップ活動賠償責任保険

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

この保険の被保険者(保険の補償を受けることができる方)は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険(以下「学災」)に加入の学生生徒のうちこの保険に加入した方に限ります。

## 1 インターンシップ活動賠償責任保険とは……

学生生徒が、正課、学校行事または課外活動としてインターンシップ活動を行う際に、他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊した(受託物については、損壊、紛失、盗取または詐取された)ことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

また、インターンシップ活動に伴って学生生徒が提供した飲食物が原因となった事故やインターンシップ活動の結果に起因して、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したことに等しい法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### 補償対象となるインターンシップ活動

学校が、正課(実習を含む)、学校行事または課外活動のいずれかに位置付ける日本国内での企業等における就業体験。  
\*従って、学生生徒が個人的にインターンシップ活動を行い損害賠償責任を負担した場合は本保険の対象になりません。

●インターンシップとは…学生生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を企業施設等で行うことをいいます。

本保険の対象とならないインターンシップ:看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習

## 2 対象となる事故例

(例)



インターンシップ活動中、派遣先の機械をいたずらして誤操作して他人をけがさせ学生個人が法律上の賠償責任を負った。



インターンシップ活動中、派遣先のパソコンを落として破損させてしまい、学生個人が法律上の賠償責任を負った。

## 3 補償額と保険料および保険期間

### (1) 補償額と保険料

(免責金額 1事故につき5,000円)

課外活動として行われる インターンシップ活動	補償内容	支払限度額		保険料
		対人賠償	対物賠償	
正課・学校行事または 課外活動として行われる インターンシップ活動	施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1億円	1人あたり 250円
		対物賠償	1事故につき 250万円	
生産物賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1億円	1億円	
	対物賠償	1事故につき 1億円		
受託者賠償責任保険	対人賠償	1事故につき 250万円	1億円	
	対物賠償	1事故につき 250万円		

- ① 保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり250円となります。
- ② 保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。
- ③ 学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。
- ④ この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】  
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。  
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】  
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### (3) お支払いする保険金とお支払方法

- ① インターンシップ活動(注1)(注2)に起因して保険期間中に生じた次のイ、ロ、の事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に、被る損害に対して保険金をお支払いします。  
(注1) 学生・生徒災害傷害保険の傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設(複数の場合はそれらの施設の間も含みます。)を合理的な経路・方法(学校が禁止した経路・方法を除きます。)で移動する間も含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。  
(注2) 対象となるインターンシップ活動について詳しくは上記1をご覧ください。  
イ. 所属する学校が日本国内において所有・使用・管理する施設に起因して、またはインターンシップ活動中にその活動に起因して生じた他人の身体障害または財物損壊事故(施設賠償責任保険)  
ロ. インターンシップ活動によって販売・提供した飲食物、または、インターンシップ活動後にその活動の結果に起因して生じた他人の身体障害や財物損壊事故(生産物賠償責任保険)
- ② インターンシップ活動中に被保険者が使用・管理する他人の財物(以下「受託物」といいます。)を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故に限ります。(受託者賠償責任保険)

### <施設・生産物・受託者賠償責任保険でお支払いする保険金>

- ① 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。
  - ② 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
  - ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
  - ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
  - ⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- <保険金のお支払方法>  
上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。  
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

## 4 保険金をお支払いしない主な場合(詳細は解説書をご参照ください)

### <各種賠償責任保険共通>

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 排水、排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑥ 核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性に起因する損害
- ⑦ 日本国外で発生した事故または日本国外で提訴された事故
- ⑧ 医療行為(法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます)、薬品の調剤・投与・販売、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害等

### <施設賠償責任保険>

- ① 航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両(自転車等原動力がもたらす人力によるものを除きます。)
- ② 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化

費用。ただし、賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。

- ③ 石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 等
- <生産物賠償責任保険>
- ① 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した飲食物または行った活動の結果に起因する損害
- ② その生産物自体の損壊または使用不能についての賠償責任
- ③ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、賠償責任については、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。
- ④ 石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 等
- <受託者賠償責任保険>
- ① 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ② 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ③ 受託物である自動車または原動機付自転車の運行に起因する、その自動車・原動機付自転車の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任
- ④ 受託物の使用不能に起因する損害 等

# Ⅲ. 医療分野学生生徒賠償責任保険

(施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

この保険の被保険者(保険の補償を受けることができる方)は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生生徒災害傷害保険(以下「学災」)に加入の学生生徒のうちこの保険に加入した方に限ります。

## 1 医療分野学生生徒賠償責任保険とは…

本制度にご加入いただくことにより、学生・生徒災害傷害保険の賠償事故補償およびインターンシップ活動賠償責任保険では補償の対象とならなかった、「医療分野の学生生徒が正課および学校行事として日本国内で行う(インターンシップ活動も含まれます)医療関連実習中の賠償事故」を補償いたします。

具体的には、看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習(以下「医療関連実習」と言います。)に起因して、学生が他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊した(受託物については、損壊、紛失、または盗取、詐取された)ことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## 2 対象となる事故例

1. マッサージの実習中に、相手にケガをさせてしまった。
2. 看護実習中に、入院患者の所有物を壊してしまった。

## 3 補償額と保険料および保険期間

### (1) 補償額と保険料

(免責金額 なし)

補償内容	支払限度額	保険料	
施設賠償責任保険	対人賠償 1名につき	1人あたり 1,000円	
	1事故につき		1億円
	対物賠償 1事故につき		1億円
受託者賠償責任保険	1事故につき	1億円	
	保険期間中	1億円	

### (2) 保険期間

平成26年4月1日午前0時～  
平成27年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いします。

※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

- ① 保険始期日以降に加入する場合も保険料は1人あたり1,000円となります。
- ② 保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。
- ③ 学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。
- ④ この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】  
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。  
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】  
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### (3) お支払いする保険金とお支払方法

- ① 所属する学校が日本国内において所有・使用・管理する施設、または、医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習(注)に起因して、保険期間中に他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、または、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)させたことにより被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。(施設賠償責任保険)(注) 学生・生徒災害傷害保険の傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設(複数の場合はそれらの施設の間も含みます。)を合理的な経路・方法(学校が禁止した経路・方法を除きます。)で移動する間も含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。
- ② 日本国内における医療関連実習中に被保険者が使用・管理する他人の財物(以下「受託物」と言います。)を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故に限ります。(受託者賠償責任保険)

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。

- ② 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
  - ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
  - ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
  - ⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ＜保険金のお支払方法＞  
上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。  
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

＜施設・受託者賠償責任保険でお支払いする保険金＞

- ① 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

## 4 保険金をお支払いしない主な場合(詳細は解説書をご参照ください。)

＜各種賠償責任保険共通＞

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 排水、排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑥ 核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性に起因する損害
- ⑦ 日本国外で発生した事故または日本国外で提訴された事故 等

＜施設賠償責任保険＞

- ① 航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両(自転車等原動力がもたら人対によるものを除きます。)、動物の

所有、使用または管理に起因する損害

- ② 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。
- ③ 石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害
- ④ 医療関連実習後にその実習の結果に起因して発生した事故 等

＜受託者賠償責任保険＞

- ① 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ② 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ③ 受託物である自動車または原動機付自転車の運行に起因する、その自動車・原動機付自転車の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任
- ④ 受託物の使用不能に起因する損害 等



# IV. 学校賠償責任保険

(基本タイプ：施設賠償責任保険)

この保険に加入できるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に限ります。

## 基本タイプ

この保険における被保険者は、加入した学校およびその教職員です。

### 1 学校賠償責任保険とは……

下記のような事由によって、学生生徒または他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより学校やその教職員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(ただし、日本国内での事故に限ります。)

### 2 対象となる事故例

#### 施設・設備の欠陥および管理上のミス

- 例(ア) 火災発生の際、施設のスプリンクラーが作動せず多数の学生が死傷した。  
(イ) 施設の不備が原因で階段の手すりがはずれ、学生が転落して重傷を負った。

#### 教育活動中の指導上のミス

- 例(ア) 体育授業中、教師の指導ミスにより、学生が鉄棒から落ちて負傷した。  
(イ) 実験中、教師があらかじめ注意をしておかなかったため、生徒が危険物を混ぜて爆発、やけどを負った。

このように学校に法律上の損害賠償責任がある災害の場合には、たとえ傷害保険で学生生徒に保険金が支払われたとしても、学校の賠償責任がなくなるわけではなく、それとは別に学校は学生生徒に治療費や慰謝料などの損害賠償金を支払わねばなりません。

学校側の過失による賠償事故が発生した場合に、こうした法律上の損害賠償金等を支払うことにより、学校やその教職員が被る損失を補償するのがこの学校賠償責任保険です。

学校の運営の安定のためには、傷害保険だけでなく、学校賠償責任保険に加入しておくことをおすすめします。

### 3 補償額と保険料および保険期間

#### (1) 補償額

(免責金額 1事故につき1万円)

対人賠償 支払限度額	1名につき	5000万円
	1事故につき	5億円
対物賠償 支払限度額	1事故につき	500万円

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。



## (2) 保険料

保険責任開始日	保険終期	保険料
(1) 4月1日 ~ 4月30日	平成27年 3月31日	生徒1名につき 42円
(2) 5月1日 ~ 5月31日		〃 38円
(3) 6月1日 ~ 6月30日		〃 35円
(4) 7月1日 ~ 7月31日		〃 31円
(5) 8月1日 ~ 8月31日		〃 28円
(6) 9月1日 ~ 9月30日		〃 25円
(7) 10月1日 ~ 10月31日		〃 21円
(8) 11月1日 ~ 11月30日		〃 18円
(9) 12月1日以降 ~ 3月31日		〃 14円

※1月以降については、(9)12月1日以降の保険料と同じになります。

### 保険料算出方法：

生徒1人あたりの保険料×学生生徒数で計算してください。

なお、**平成25年度の学校基本調査**での学生生徒数が基準となります。

加入例) 昨年(平成24年)度5月1日付学校基本調査学生生徒数が1,000人の専修学校が4月に加入した場合  
1名につき42円×1,000人=42,000円(保険料)

## (3) 保険期間

平成26年4月1日午前0時から平成27年3月31日午後12時までです。

保険始期日以降にお手続き頂いた場合は、保険料の振り込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時から、補償開始とされます。

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いします。

※**保険責任開始日について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。**

①例) 3月31日に生徒1名につき42円を振り込んで手続きした場合

→保険責任期間は4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時となります。

4月10日に生徒1名につき42円を振り込んで手続きした場合

→保険責任期間は4月11日午前0時から翌年3月31日午後12時となります。

4月30日に生徒1名につき38円を振り込んで手続きした場合

→保険責任期間は5月1日午前0時から翌年3月31日午後12時となります。

## (4) お支払いする保険金とお支払方法

被保険者が教育活動のために日本国内において所有・使用・管理する施設や、学校が主体となって日本国内で行う活動<sup>(注1)</sup>に起因して他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させたこと<sup>(注2)</sup>により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に日本国内において発生した事故に限ります。

(注1)「活動」とは次の①～③をいい、教職員(学校の卒業生であって、その学校の運動部の監督またはコーチ等を無償で務めている者を含みます。)の引率によるものを含みます。また、活動場所が複数の施設にまたがる場合、施設間を学生・生徒が合理的な経路・方法(学校が禁止した経路・方法を除きます。)により移動する間を含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。

①教育課程に基づき行う教育活動 ②学校の管理下において行われる部活動 ③一時的に施設外で行う教育活動等

(注2)教職員が所有する財物の損壊について学校が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、被保険者相互間の関係はそれぞれ他人とみなします。

### <お支払いする保険金>

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

### <保険金のお支払方法>

上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

# 4

## 保険金をお支払いしない主な場合(詳細は解説書をご参照ください。)

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 他人との特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 排水、排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑥ 核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性に起因する損害
- ⑦ 汚染物質の排出・流出・いっしゅ・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。
- ⑧ 石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害
- ⑨ 医療行為(法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます)、薬品の調剤・投与・販売、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害
- ⑩ 日本国外で発生した事故または日本国外で提訴された事故 等

# IV. 学校賠償責任保険

(拡充タイプ：学校教育活動賠償責任保険)

この保険に加入できるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に限ります。

## 拡充タイプ

<ご注意> 拡充タイプにご加入された場合、基本タイプが自動的にセットされます。基本タイプの内容については、P.7～P.8をご覧ください。両タイプの関係について、詳細は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

この保険における被保険者は、加入した学校およびその役員・教職員です。

(注1) この契約には、追加被保険者特約条項がセットされており、教職員個人が被保険者に追加されます。

## 1 学校教育活動賠償責任保険とは

学校教育活動賠償責任保険は、学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。保険金をお支払いするのは、被保険者に対して損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。

なお、追加被保険者特約条項以外の特約条項の補償内容については、P.11をご覧ください。

学校教育活動	教育基本法に規定する教育の目的および学校の種類に応じた学校教育法に定める目的に沿って、日本国内において行う教育活動(校外活動、部活動、学生等に対する進路指導、入学者の選考に関する事務および学生等の学籍管理に関する事務を含みます。)をいいます。ただし、侵害行為に該当するものを除きます。
侵害行為	次のいずれかに該当する行為をいいます。 ア. 次の行為により、教職員の就業環境もしくは学生等の学習環境を悪化させ、または、教職員に就労上の不利益もしくは学生等に修学上の不利益を与えること。 (ア) 教職員による他の教職員、学生等または関係者を不快にさせる性的な言動 (イ) 学生等または関係者による教職員を不快にさせる性的な言動 (ウ) (ア)または(イ)に対する被保険者の対応 イ. 職務上の地位や人間関係などの学校内の優位性を利用して、学校教育活動の適正な範囲を超えて、教職員または学生等に精神的・身体的苦痛を与えることまたは教職員の就業環境もしくは学生等の学習環境を悪化させること。 ウ. 教職員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
いじめ	自分より弱者に対して一方的に、身体的または心理的な攻撃を継続的に加える行為をいい、相手が深刻な苦痛を感じているものをいいます。
事故	この保険に規定する損害賠償請求の原因となる事象をいいます。

## 2 対象となる事故例

- ・学校が生徒間のいじめを把握できず、いじめられた生徒が転校してしまった。被害生徒から精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求された。
- ・卒業試験の採点ミスで、本来合格とすべき受験生に対し、不合格の通知を行っていたことが発覚した。留年を余儀なくされたとして、受験生(およびその保護者)から損害賠償請求された。
- ・研究室で教授からアカデミックハラスメントを受けた結果、研究に参加できなくなり卒業年度が遅れ、精神的苦痛を受けたとして、学校が学生から損害賠償請求された。
- ・教職員の配置換えについて、不当に差別的な扱いを受けたとして、損害賠償請求された。
- ・ホームページ上の掲載文書が著作権を侵害しているとして、損害賠償請求された。



# 3

## 補償額と保険料および保険期間

### (1) 補償額

	支払限度額	免責金額
基本部分+追加被保険者特約	1請求・保険期間中 <b>3,000万円</b>	1請求あたり <b>10万円</b>
事故対応費用担保特約	1事故あたり <b>300万円</b> (注2)	1事故あたり <b>10万円</b>
災害被災者対応費用担保特約	1事故・保険期間中 <b>1,000万円</b> (注3)	1事故あたり 見舞金以外： <b>10万円</b> 見舞金： <b>なし</b>
犯罪被害者対応費用担保特約	1事故・保険期間中 <b>1,000万円</b> (注4)	1事故あたり 見舞金以外： <b>10万円</b> 見舞金： <b>なし</b>

(注2) 身体の障害を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円、入学試験に関する事務の過誤については被害者への謝罪のために支出する見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度となります (1事故当たりの支払限度額の内枠)。

(注3) 被災者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度によって支払限度額が適用されます (1事故・保険期間中の支払限度額の内枠)。

(注4) 被害者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって支払限度額が適用されます (1事故・保険期間中の支払限度額の内枠)。

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### (2) 保険料

保険責任開始日	保険終期	保険料
(1) 4月1日 ~ 4月30日	平成27年 3月31日	生徒1名につき <b>823円</b>
(2) 5月1日 ~ 5月31日		〃 <b>819円</b>
(3) 6月1日 ~ 6月30日		〃 <b>816円</b>
(4) 7月1日 ~ 7月31日		〃 <b>812円</b>
(5) 8月1日 ~ 8月31日		〃 <b>809円</b>
(6) 9月1日 ~ 9月30日		〃 <b>806円</b>
(7) 10月1日 ~ 10月31日		〃 <b>802円</b>
(8) 11月1日 ~ 11月30日		〃 <b>799円</b>
(9) 12月1日以降 ~ 3月31日		〃 <b>795円</b>

※1月以降については、(9)12月1日以降の保険料と同じになります。

※上表の保険料には、基本プランの保険料が含まれています。

#### 保険料算出方法：

生徒1人あたりの保険料×学生生徒数で計算してください。

なお、**平成25年度の学校基本調査**での学生生徒数が基準となります。

加入例) 昨年(平成24年)度5月1日付学校基本調査学生生徒数が300人の専修学校が4月に加入した場合  
1名につき823円×300人=246,900円(保険料)

### (3) 保険期間

平成26年4月1日午前0時から平成27年3月31日午後12時までです。

保険始期日以降にお手続き頂いた場合は、保険料の振り込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時から、補償開始とされます。

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いします。

※**保険責任開始日について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。**

- ① 3月31日に生徒1名につき42円を振り込んで手続きした場合  
→保険責任期間は4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時となります。
- 4月10日に生徒1名につき42円を振り込んで手続きした場合  
→保険責任期間は4月11日午前0時から翌年3月31日午後12時となります。
- 4月30日に生徒1名につき38円を振り込んで手続きした場合  
→保険責任期間は5月1日午前0時から翌年3月31日午後12時となります。

### (4) お支払いする保険金とお支払方法

学校教育活動の遂行または侵害行動に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。

<お支払いする保険金>

- ①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
- ②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
- ③損害防止軽減費用：事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
- ④緊急措置費用：事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤協力費用：弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

<保険金のお支払方法>

上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

### (5) 特約条項の補償内容

この保険にセットされる特約条項に基づいてお支払いする保険金と保険金のお支払方法は以下の通りです。

#### ●事故対応費用特約条項

保険期間中に発生した事故について、次の費用をお支払いする特約です。

訴訟対応費用	保険期間中に発生した事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。
初期対応費用	事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害(侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限り)を被った被害者への見舞金、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。
コンサルティング費用	侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害が発生した場合に、記名被保険者(学校法人)が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために要した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りです。

#### ●災害被災者対応費用担保特約条項

学校の施設内にいる学生または学校施設の来訪者が、火災、落雷、台風等の所定の災害により、または学校施設外で部活動中等の学生が活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、身体の障害を被った際、被保険者がその被災者への対応を行うために負担した被災者に対する見舞金、被災者の親族等が被災者の収容先(病院等)へ赴く交通費、通信費等をお支払いします。

#### ●犯罪被害者対応費用担保特約条項

学校の施設内にいる学生または学校施設の来訪者等が、第三者の犯罪行為(過失犯を除きます)により、身体の障害を被り、または不当な身体の拘束を受けた際、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者に対する見舞金、被害者の親族等が被害者の収容先(病院等)へ赴く交通費、通信費等をお支払いします(警察署への被害届が必要となります)。

<保険金のお支払方法>

各特約条項とも、費用のうち免責金額を超える額に対して、特約条項の支払限度額を限度として保険金をお支払いします。一部の費用については、特約条項の支払限度額の内枠で被害者1名についての支払限度額が適用されます。また、引受保険会社の事前の同意を必要とする費用もありますので、ご注意ください。詳細については、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。



# 4

## 保険金をお支払いしない主な場合(詳細は解説書をご参照ください。)

- ①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取。ただし、侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害を除きます。
  - ②特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
  - ③情報の漏えい
  - ④学校教育活動の結果を保証することにより加重された賠償責任
  - ⑤公序良俗に反する行為
  - ⑥石綿(代替物質を含みます。)もしくは石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
  - ⑦核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
  - ⑧騒音、振動、ちり・ほこり、土地の沈下・隆起・移動、地下水の増減、
  - ⑨日照権または眺望権の侵害
  - ⑩学校教育活動の履行の追完または再履行
  - ⑪被保険者が学校教育活動を行う施設もしくは設備または自動車、航空機、船舶もしくは動物の所有、使用または管理
  - ⑫履行不能または履行遅滞
  - ⑬学校教育活動の対価(入学金、授業料、教材費等を含みます。)の返還
  - ⑭被保険者の支払不能または破産
  - ⑮資格内容および無資格者に対する罰則が法令に規定されている専門的職業としての行為(教員免許に基づく教員としての行為を除きます。)
  - ⑯研究の結果
  - ⑰資産運用
  - ⑱政治的見解、信教、信条または思想に対する措置
  - ⑲教職員に対する賃金の支払
- ※特約条項の保険金をお支払いしない主な場合については、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

等

### (ご参考) 専門学校を取り巻く賠償リスクと保険商品

※以下は、ご参考までに各商品の補償範囲を簡略に表記したものです。実際の保険のご契約内容や事故状況等によりましては、補償の有無が下記と異なる場合もございます。ご不明な点はお問い合わせください。

賠償リスクの種類	事例・備考	保険商品			
		学校賠償責任保険【基本タイプ】	個人情報漏えい保険(P.13、14参照)	学校教育活動賠償【拡充タイプ】*	
対人事故	他人の身体の障害	○	×	△(侵害行為、いじめ・体罰に起因する事故に限定)	
対物事故	他人の財物の損壊	○	×	×	
対人・対物事故以外	人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害	×	△(個人情報の漏えいによるものに限定)	○(情報の漏えいによるものは免責)
	事務ミス	出題、採点ミスまたは書類作成ミス	×	×	○
	いじめ・体罰	いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル	×	×	○
	ハラスメント(学生に対するもの)	学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント	×	×	○
	雇用関連リスク	採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント	×	×	○
	知的財産権侵害	学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル	×	×	△(ホームページ等による著作権侵害に限定)
情報の漏えい	個人情報の漏えい	×	○(個人情報または法人情報によるもの)	×	

※拡充タイプにご加入された場合、基本タイプが自動的にセットされます。基本タイプの内容については、P.7～P.8をご覧ください。両タイプの関係について、詳細は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

# V. 個人情報漏えい保険

この保険に加入できるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に限りです。

## 1 個人情報漏えい保険とは・・・

本保険は、2つの補償で構成されております。

- ①賠償責任部分：個人情報の漏えい起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- ②費用特約部分：学校が事故対応のために支出した新聞への謝罪広告費用、原因調査費用、詫び状作成費用、謝罪のための見舞金・見舞品購入費用などの各種費用について保険金をお支払いいたします。

※：被保険者(保険の補償を受けることができる方)は、学校およびその役員または使用人(教職員・事務員等)となります。ただし、役員・使用人については学校の業務に関する場合に限りです。

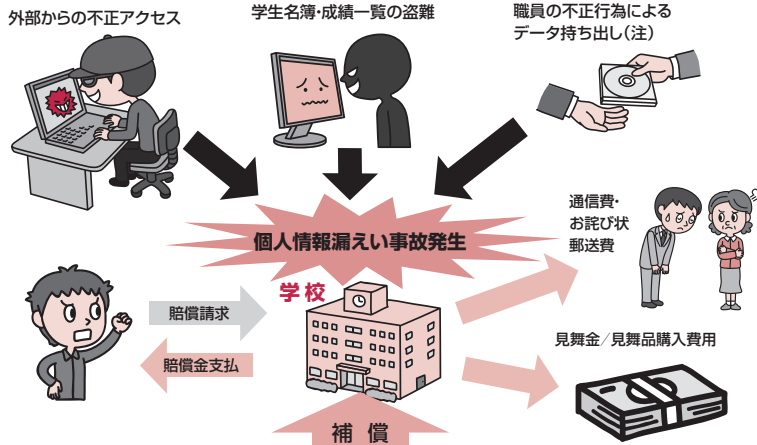
※：この保険で対象となる個人情報とは、個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず)をいいます。ただし、その情報の記録媒体が日本国内に所在するものに限りです。

※：費用特約部分でお支払いの対象となる費用は契約者、被保険者または引受保険会社が個人情報の漏えいを発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでに支出した費用に限りです。

## 2 補償内容・対象となる事故例・お支払いする保険金

- (事故例)
1. 外部からの不正なアクセスにより、学生の個人情報が漏えいした。
  2. 学生名簿・成績一覧が盗難に遭った。
  3. 職員が不正行為によって学生名簿および教職員名簿を業者に漏えいした。(注)

(補償内容)



(注)使用人の不正行為による個人情報の漏えいについては、学校・役員が関与していない場合に限って、学校・役員が負担する損害のみお支払いの対象となります。

### 個人情報漏えい保険 (東京海上日動)

お支払いする保険金の種類  
賠償責任部分と費用特約部分のセット商品となっております。

賠償責任部分	費用特約部分
<p>《施設所有(管理)者特別約款(個人情報漏えい保険用)》</p> <p><b>保険金をお支払いする損害</b></p> <p>①法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。</p> <p>②保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用</p> <p>③賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④保険会社の同意を得て支出した、求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用</p> <p>⑤保険会社の要請に伴う協力費用</p>	<p>《個人情報漏えい対応費用担保特約条項》</p> <p><b>保険金をお支払いする損害</b></p> <p>①謝罪広告・会見費用</p> <p>②お詫び状作成・送付費用</p> <p>③見舞金・見舞品購入費用</p> <p>④コンサルティング費用</p> <p>⑤コールセンター委託費用</p> <p>⑥弁護士への相談費用</p>
<p>※)個人情報の漏えいについて、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に、契約者または被保険者が事故の発生またはそのおそれを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)を除きます。</p> <p>●保険金のお支払い方法は次のとおりです。左記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。左記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、左記②の争訟費用については、「①損害賠償金&gt;支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額+損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>※左記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、使用人の超過勤務手当、役員・使用人の交通費・宿泊費、通信費等もお支払いの対象となります。</p> <p>※これらの個人情報漏えい対応費用は被保険者が事故対応期間(契約者、被保険者や保険会社が最初に事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間)内に支出したことによって被る損害に対してお支払いします。</p> <p>※保険期間中に個人情報漏えいし、漏えいした事実が公的機関への報告やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。</p> <p>※損害額の合計額から免責金額を控除した額を、支払限度額の範囲内でお支払いします。</p> <p>※③見舞金・見舞品購入費用につきましては、被害者1名あたり500円、④コンサルティング費用につきましては1事故あたり500万円を限度とします。ただし、他の費用と合算した額に費用特約部分の支払限度額が適用されます。また、⑥弁護士への相談費用につきましては、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。</p>

**本保険で対象とする「個人情報」**  
個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず)をいいます。ただし、その情報の記録媒体が国内に所在するものに限りです。



# 3

## 保険金をお支払いしない主な場合(詳細は解説書をご参照ください。)

### <賠償責任・費用特約部分共通>

- ① 保険契約者または被保険者の故意(記名被保険者・役員が関与しない使用人の不正行為による事故について、記名被保険者・役員が負担する損害はお支払の対象となります。)
- ② 保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ③ 日本国外に所在する個人情報(記録媒体の所在地で判断する)が漏えいしたことによって生じた損害
- ④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮によって生じた損害
- ⑤ 身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取、詐取、使用不能、使用阻害に起因する損害 など

### <賠償責任部分>

- ① 保険契約者または被保険者が、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを初年度加入始期日より前に知っていた場合の損害

- ② クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、それらの番号が使用されたことによって他人に経済的損害が生じたことに起因する損害
- ③ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害
- ④ 株価や売上が変動したことに起因する損害
- ⑤ 日本国外で損害賠償請求を提起された場合 など

### <費用特約部分>

- ① この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
- ② 記名被保険者の役員に対する報酬または給与
- ③ 被保険者が支出すると否とを問わず、ネットワーク構成機器・設備の修理、回収、代替、交換等を行なうための費用
- ④ 謝罪のために、保険契約者・被保険者が提供する商品・サービスに関する金券を購入したことによる損害
- ⑤ 事故対応期間(事故を発見した時から、その翌日以降180日)経過後に支出された費用 など

# 4

## 補償額と保険料および保険責任期間

### (1) 補償額

ご契約タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
支払限度額	賠償責任部分 (1請求・期間中)	1000万円	3000万円	1億円
	費用特約部分 (1事故・期間中)	100万円	300万円	1000万円
自己負担額 (免責金額)		賠償責任部分・費用特約部分ともに 1請求・1事故につき 各20万円		

いざという場合に備え、補償の大きなCタイプへの加入をおすすめします。(保険期間の途中でのタイプ変更はできません。)

※個人情報の漏えいによる精神的損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、賠償責任部分の支払限度額の内枠で、被害者1名あたり30万円を限度として保険金をお支払いします。

※個人情報の漏えいしたことによって他人(個人情報の委託元事業者等)が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った際の損害は、「賠償責任部分」の支払限度額の内枠で「費用損害部分」と同額の支払限度額(サブリミット)が適用されます。

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### (2) 保険料 学校単位でのご加入となります。

学生生徒数は、平成25年度文部科学省が実施した「学校基本調査」で回答している学生生徒数とします。

学生生徒数	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
～350名	30,000円	50,000円	100,000円
351名～500名			
501名～1,000名			
1,001名～			

※保険料が記載されていないゾーン(■部分)の保険料については、㈱第一成和事務所までお問い合わせください。(生徒数とタイプをご連絡いただければ、保険料をご回答いたします。)

※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

← 照会ください

### (3) 保険期間

平成26年4月1日午前0時～平成27年3月31日午後12時まで

#### <賠償責任部分>

個人情報の漏えいについて、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。ただし、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険契約者または被保険者が事故の発生またはそのおそれを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)を除きます。

#### <費用特約部分>

保険期間中に個人情報漏えいし、漏えいした事実が公的機関への報告やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合は、振り込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時から、補償開始となります。 ※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いします。

※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日について、詳しくは 株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

### <平成25年度以前からご加入いただいている学校へのご注意>

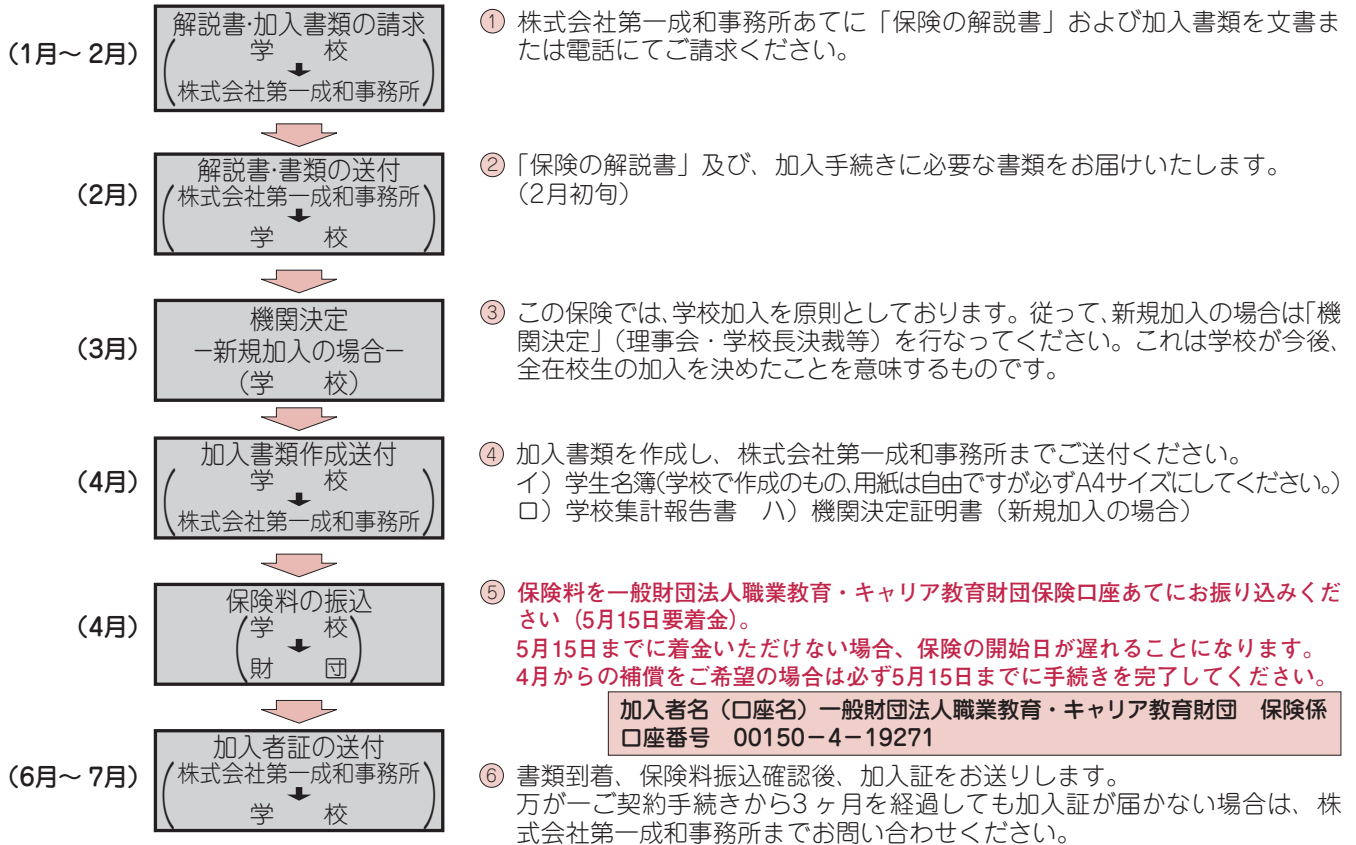
本保険は、初年度契約の保険期間の開始時以降に発生またはそのおそれを知った漏えいについて、保険責任期間中に学校および役員または使用人に対し、損害賠償請求がなされた場合に損害を補償する保険です。更新の加入が遅れますと、前年度以前に発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えいに対し、今年度損害賠償請求がなされた場合、保険金をお支払することができません。補償の更新のために、3月中のお手続きをお願いいたします。

# 加入手続き

平成24年度より保険料払込取扱票を統一いたしました。

## 1 学生・生徒災害傷害保険

- 加入事務の流れ（4月加入の場合） ■加入手続きの事務処理につきましては、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団及び、損害保険代理店の「株式会社第一成和事務所」が行います。



※接触感染予防保険金支払特約を付帯する場合は専用の学校集計報告書をご使用ください。

## 2 インターンシップ活動賠償責任保険

- ① 学校にて、1人250円×人数分をとりまとめ、3月31日(月)までに所定の振込用紙にて、ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係までお振込みください。
- ② また、「インターンシップ活動賠償責任保険集計報告書」と加入者名簿(用紙は自由ですが、必ずA4サイズにしてください。)を株式会社第一成和事務所までご送付ください。
- ③ 保険料の着金と「インターンシップ活動賠償責任保険集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。



### 3 医療分野学生生徒賠償責任保険

- ① 学校にて、1人1,000円×人数分をとりまとめ、3月31日(月)までに所定の振込用紙にて、ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係までお振込みください。
- ② また、「医療分野学生生徒賠償責任保険学校集計報告書」と加入者名簿（用紙は自由ですが、必ずA4サイズにしてください。）を、株式会社第一成和事務所までご送付ください。
- ③ 保険料の着金と「医療分野学生生徒賠償責任保険学校集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。

### 4 学校賠償責任保険

- ① 保険料を3月31日(月)までに所定の振込用紙にて、ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係まで、お振り込みください。
- ② 「専修学校各種学校賠償責任保険学校集計報告書」を、株式会社第一成和事務所までご送付ください。
- ③ 保険料の着金と「専修学校各種学校賠償責任保険学校集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。

### 5 個人情報漏えい保険

- ① 保険料を3月31日(月)までに所定の振込用紙にて、ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係までお振込みください。
- ② 「専修学校各種学校個人情報漏えい保険学校集計報告書」を、株式会社第一成和事務所までご送付ください。
- ③ 保険料の着金と「専修学校各種学校個人情報漏えい保険学校集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。

※各保険ともゆうちょ銀行以外の口座のお取扱はできません。予めご了承ください。

#### 【お知らせ】

財団法人専修学校教育振興会は、平成24年4月1日より一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ移行しました。



# 万一事故が発生した場合には

## (1) 傷害事故が発生した場合は、

- ① 事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。
- ② 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

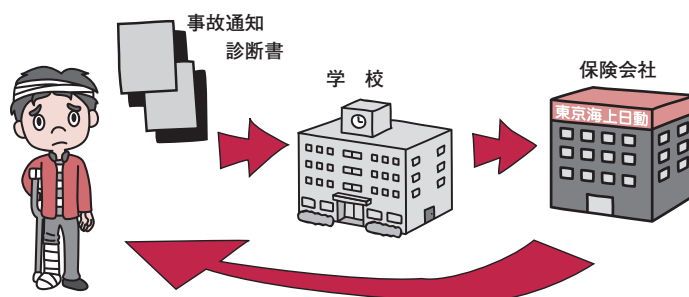
## (2) 賠償責任を負うおそれのある事故が発生した場合は、遅滞なく書面で取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の学校保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

- ① 学校名 ② 事故発生日時 ③ 事故発生場所 ④ 被害者の住所・氏名
- ⑤ 事故の原因、状況 ⑥ 受けた損害賠償請求の内容 など

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

なお、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。本保険には保険会社が被害者の方と示談代行を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる賠償責任事故が発生した場合には、引受保険会社からの助言に基づき、被保険者(保険の補償を受けることができる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、被保険者側で示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

※保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。



## 保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## 保険金請求先 (東京海上日動学校保険コーナー) 一覧表

担当都道府県	事業所名	所在地	フリーダイヤル	電話番号	FAX
東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨	東京	〒100-8050 千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館12F	0 1 2 0 - 8 6 8 - 0 6 6	03-5223-3257	03-3285-0105
北海道	札幌	〒060-8788 札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター15F		011-271-7346	011-271-1328
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台	〒980-8460 仙台市青葉区中央2丁目8-16 仙台東京海上日動ビルディング6F		022-225-5012	022-225-7157
静岡、富山、石川、福井	静岡	〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー10F		054-254-4370	054-254-4237
岐阜、愛知、三重	名古屋	〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F		052-957-8468	052-957-8583
京都、滋賀	京都	〒600-8790 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町22 京都東京海上日動ビル4F		075-241-1312	075-241-9091
大阪、奈良、和歌山	大阪	〒540-8505 大阪市中央区城見2-2-53 大阪東京海上日動ビル17F		06-6910-6835	06-6910-5378
兵庫	神戸	〒651-0175 神戸市中央区海岸通7 第二神港ビル4F		078-333-7120	078-333-7175
広島、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、愛媛、高知	広島	〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー8F		082-511-9392	082-511-9273
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡	〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル6F		092-281-8270	092-281-8785

現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐにご連絡ください。なお、本ガイドブックの内容は2014年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なりますので、ご注意ください。

# M E M O



# M E M O

## 〈重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)〉団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

### 契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、保険約款によりますが、ご不明点等につきましては一般財団法人職業教育・キャリア教育財団又は東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※このご案内、ガイドブック等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団をご契約者とし、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同財団が有します。

この保険の名称やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、1頁をご確認ください。

#### (2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

- ①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②

保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、1、2、3、4頁をご確認ください。

#### (3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細は2頁をご確認ください。

#### 2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・保険料の払込方法については、ガイドブック15頁をご確認ください。

#### 3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 注意喚起情報のご説明

### 1. 補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約される時等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出てください)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日\*2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日\*2から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

\*2ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状

況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

#### (2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

#### (3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

#### 3. 責任開始期

保険責任は、原則として、保険期間の開始時から始まります。詳しくは3頁をご確認ください。

#### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

4頁をご確認ください。

#### 5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

(専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険)

保険期間が1年以内の場合、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故については100%)、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。

(施設賠償責任保険)

引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法

人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。  
 ※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

**6. 個人情報の取扱いについて**

22頁をご確認ください。

**7. 被保険者からのお申し出による解約**

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

**8. 保険金のご請求・お支払いについて**

**(1) 事故が発生した場合の手続き等**

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

**(2) 保険金請求書類**

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。  
 ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠  
 ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠

・弊社の定める傷害もしくはは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等  
 ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠  
 ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠  
 ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

**(3) 代理人からの保険金請求**

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいな場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。


**(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて**

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

**9. 共同保険について**

共同保険については23頁をご確認ください。

<b>東京海上日動火災保険株式会社</b>	<b>一般社団法人 日本損害保険協会          そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）</b>
<b>保険に関するご意見・ご相談は</b> 東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部公務第一課 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL：03-3515-4133 <b>事故のご連絡・ご相談は</b> 東京海上日動学校保険コーナー ☎ 0120-868-066(フリーダイヤル) (受付時間：平日9:00～17:00) 携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。	東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 ( <a href="http://www.sonpo.or.jp/">http://www.sonpo.or.jp/</a> )  <b>0570-022808&lt;通話料有料&gt;</b> PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

**ご加入内容確認事項（意向確認事項）**

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。  
 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。  
 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、お支払いする保険金  
 保険期間（保険のご契約期間）  
 保険金額\*（ご契約金額）  
 保険料・保険料払込方法
2. 集計報告書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、集計報告書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

**【種目共通事項】**  
 集計報告書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？  
 特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意\*」が記載されていますので必ずご確認ください。  
 \*例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。



## ●ご加入の際のご注意

### ①告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等

・集計報告書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に集計報告書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(代理店には告知受領権があります。)。傷害保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(各種賠償責任保険、個人情報漏えい保険における告知事項その他詳細は集計報告書等をご確認ください。)

#### ●被保険者(保険の対象となる方)数

●他の保険契約等\*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

\*「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

・加入される方(団体の構成員)の氏名、学籍番号、学科についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

### ②死亡保険金受取人の指定: 死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

### ③ご契約内容および事故報告内容の確認について: 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社にお問い合わせください。

## ●ご加入後のご注意

### ①ご加入内容の確認・保管: 加入証は加入内容を確認する大切なものです。加入証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。

また、加入証が到着するまでの間、集計報告書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。

### ②告知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務)

・集計報告書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、学生・生徒災害傷害保険においては、次の変更が生じた場合も、遅滞なくご通知ください。

#### ①被保険者が学校における在籍期間を変更する場合

#### ②被保険者が退学する場合

③被保険者が保険期間中に通算して半年以上休学または留年した場合(③については保険期間終了前にご通知ください)

### ③ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

## ●賠償責任保険のご注意

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

### 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

## ●その他ご注意ください

・この保険は学生・生徒数に基づいて保険料を算出します。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字である学生・生徒数を集計報告書に正しくご記入ください。なお、学生生徒災害傷害保険、インターンシップ活動賠償責任保険、医療分野学生生徒賠償責任保険にご加入の際には、加入を希望する学生・生徒数をご記入いただき、学校賠償責任保険、個人情報漏えい保険にご加入の際には、平成25年度に文部科学省が実施した学校基本調査で回答した学生・生徒数をご記入ください。

・この保険は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団を保険契約者と一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校・各種学校およびそこに在籍する学生生徒を被保険者とする専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託者賠償責任保険、個人情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が有します。

・このガイドブックは、専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託物賠償責任保険、個人情報漏えい保険の内容について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細については各学校にお渡ししてある解説に記載されている約款により、ご不明な点がございましたら取扱代理店または東京海上日動にご照会ください。なお、ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合には、ご加入者よりこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。

・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## ～個人情報の取扱いに関するご案内～

本保険制度の個人情報の取り扱いについては、下記のとおりです。本保険制度にお申込みいただくにあたっては、下記説明について、学生の同意が得られていない場合には、その学生を被保険者として申し込むことはできませんのでご注意ください。

保険契約者である一般財団法人職業教育・キャリア教育財団は引受保険会社に本保険の加入申込に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社(※)は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

※「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの案内、引受保険会社(および引受保険会社のグループ各社)における個人情報の取扱いについては、引受保険会社のホームページをご覧ください。

引受保険会社のホームページは、下記のとおりです。

○東京海上日動火災保険株式会社: <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

○株式会社 損害保険ジャパン: <http://www.sompo-japan.co.jp/>

○三井住友海上火災保険株式会社: <http://www.ms-ins.com/>

●引受保険会社一覧●

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社 株式会社損害保険ジャパン

(2014年4月1日現在)

インターンシップ活動賠償責任保険、個人情報漏えい保険につきましては、東京海上日動火災保険㈱の単独引受となります。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、保険業法の規定に基づく「損害保険契約者保護機構」の補償については下記のとおりとなります。専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険(施設賠償責任保険を除く)は、保険期間が1年以内の場合原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険、個人情報漏えい保険は、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※ 保険契約者が個人等以外の者である保険契約者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

詳細につきましては、東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

<共同保険に関する取扱>

学生・生徒災害傷害保険、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校賠償責任保険につきましては、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては団体窓口にご確認ください。

<引受保険会社>

幹事会社 東京海上日動火災保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

(株)損害保険ジャパン

●お問合せ・連絡先●

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団  
損害保険特設代理店  
〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11番6号 日本橋TSビル8F  
TEL 03(3669)2831 FAX 03(3667)9037

株式会社 第一成和事務所

引受保険会社(幹事)東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)公務第二部公務第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03(3515)4133(直)